

連携型高付加価値商品開発推進事業実施要領

「連携型高付加価値商品開発推進事業」については、ふくしま地域産業6次化サポートセンター助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図るものとする。

第1 事業の目的

県内では農林漁業者や加工業者等の異業種の連携による商品開発等が着実に増加している一方で、地域ぐるみで関係者が一体となり、県産農林水産物を活かした経済循環を創出する取組は、いまだ十分とは言えない状況にある。

こうした背景から、県の伸び代である、可能性を秘めた地域資源を活用し、地域産業の維持・拡大及び関係人口の創出・拡大を図るため、農林漁業者、加工業者、卸・小売業者、消費者（※）などの多様な主体で構成された団体（コンソーシアム）による、県産農林水産物を活かした新商品開発等の取組に対し、助成を行う。

※ 一般消費者のほか、初等・中等教育機関、高等教育機関、企業等を含む。

第2 事業の内容

本事業は、次の1から5までの取組を行う事業実施主体を助成するものとし、1及び2の取組は必須、3から5の取組は1の取組に関連したものとする。

- 1 県産農林水産物を活かした新商品の開発
- 2 消費者の商品開発過程への参加
- 3 新商品のテスト販売
- 4 消費者との交流
- 5 その他本事業の実施に必要な取組

第3 助成

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長（以下「センター長」という。）は、予算の範囲内において、助成金交付要綱の定めるところにより、事業実施主体に対し助成するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てることとする。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第5 事業実施主体

事業実施主体は、次の1から3の各1者以上を含むコンソーシアム（協議・推進組織）とし、代表者、組織及び運営について規約等の定めがあり、事業の実施及び予算の執行が確実と見込まれる者とする。ただし、4については申請時点で

は参画を必須としないが、事業実施に当たっては実施メンバーに含めることとする。

- 1 福島県内の農林漁業者又は農林漁業者等を含む組織、団体
- 2 加工業、旅館ホテル飲食業、調理学校等
- 3 卸売・小売事業者等
- 4 一般消費者、初等・中等教育機関、高等教育機関、企業等

第6 助成対象経費

本事業において助成対象となる経費は、別表に掲げる経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類等によって金額等が確認できるものに限る。

第7 1 助成対象事業当たりの助成金の額及び助成率

- (1) 助成額 1, 000 千円以内
- (2) 助成率 助成対象経費の 3 / 4 以内

※ 助成額の算定について

「第2 事業の内容」に定める5項目それぞれの助成対象経費に助成率を乗じて算定するものとする。

第8 事業実施の手続き

1 事業実施計画の承認等

- (1) 事業実施主体は、実施計画承認申請書（別記様式1）及び事業実施計画書（別記様式2）を作成し、センター長に提出する。
- (2) センター長は、事業実施計画の審査を行い、適当と認められるときは、事業実施主体に対して事業実施計画の承認を行うとともに、承認結果を通知する。
- (3) センター長の承認を受けた事業実施主体は、助成金交付要綱第3条に定める申請をすることができる。

2 事業実施計画の変更

事業実施主体は、助成金交付要綱第5条に定める申請を行う際には、事前にセンター長に相談の上、変更箇所を二段書きした事業実施計画書（別記様式2）を提出すること。

第9 助成の取り消し

センター長は、事業実施主体が次の各号に該当するときは、この助成の全部又は一部を取り消すことができる。

- 1 事業実施主体が所定の期日に業務を遂行しないとき。
- 2 事業実施主体が明らかに業務を遂行することができないと認められるとき。
- 3 事業実施主体が解除を申し出たとき。
- 4 事業実施主体又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 5 事業実施主体が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 役員等（民間団体の役員又は支所の代表者をいう）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第10 事業実施報告

事業実施主体は、事業実施報告書（別記様式2）を、助成金交付要綱第8条に定める実績報告に併せてセンター長に報告する。

第11 成果確認検査

センター長は、事業の検査確認に当たっては、別に定める方法で行うものとする。

第12 事業完了後の成果報告

事業実施主体は、事業終了年度の翌年度以降3年間、毎年、各決算期の終了日（半年決算の場合にあっては、下半期の決算の終了日）の翌日が属する年の7月末日までに連携型高付加価値商品開発推進事業成果報告書（別記様式4）をセンター長に提出しなければならない。

第13 交付決定事業の公開

センター長は、事業実施計画の承認を行った事業実施主体名、事業内容及び助成額を公開することができる。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月27日から施行する。

別表

助成対象経費

事業に要する費用は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な備品の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積り（該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除き、原則2社以上）を徴収すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	催事出展費	事業を実施するために直接必要な催事への出展費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代、通信料の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	機材借料費	事業を実施するために直接必要な事務機器等の借上げ経費	
	車両借料費	事業を実施するために直接必要な車両等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷経費	・販促物（ノベルティ）の製作に係る経費は認めない。

			(事業の企画に係る経費又は販促物試作にかかる経費を除く。)
	サンプル購入費	事業を実施するために直接必要な商品サンプル等の経費	・サンプル購入費は物品受払簿で管理すること。
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・資料購入費は物品受払簿で管理すること。 ・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間(事業実施期間内)又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額(3万円未満)な物品の経費 ・CD-ROM等の少額(3万円未満)な記録媒体	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。
	情報発信費	事業を実施するために直接必要な新聞広告費等の情報発信に要する経費	
旅費	事業実施主体旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、会議等の実施に必要な経費	・農林漁業体験等の商品開発過程に参画する消費者に対する旅費、宿泊費は認めない。
	講師等旅費	事業を実施するために直接必要な講師に旅費として支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な講師に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものと

			する。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。
--	--	--	-------------------------------------

令和 年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長 様

住 所
申請者 商号・名称
代表者名

連携型高付加価値商品開発推進事業実施計画承認申請書

連携型高付加価値商品開発推進事業実施要領第5の規定により承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業実施計画書
別紙（別記様式2）のとおり

- 2 添付書類
別紙（別記様式2の第6（1）に記載された書類）のとおり

- 3 本件責任者及び担当者
 - （1）責任者 職： 氏名：
 - （2）担当者 職： 氏名：
 - ① 電話番号
 - ② メールアドレス

別記様式 2

事業実施計画書
(事業実施報告書)

第 1 総括表

1 事業名及び事業費

事業名	事業費計画額 (事業費精算額)	備考
1 県産農林水産物を活かした新商品の開発 2 消費者の商品開発過程への参加 3 新商品のテスト販売 4 消費者との交流 5 その他本事業の実施に必要な取組 ()	円	
合計		

2 事業費計画額 (事業費精算額) の内訳

事業名	事業費			備考
	事業費	助成金	自己負担額	
1 県産農林水産物を活かした新商品の開発 2 消費者の商品開発過程への参加 3 新商品のテスト販売 4 消費者との交流 5 その他本事業の実施に必要な取組 ()	円	円	円	
合計				

第 2 事業の目的

--

第3 協力する組織、団体等

※ 関連図を添付すること。

【構成組織及び役割】

第4 消費者の参画（実績）

【参画する消費者（想定含む）】

【周知方法】

【参画時期】

【消費者との関わり】

※農林漁業体験、商品企画会議、試食評価など

第5 事業計画（実績）

事業区分	内容及び目標
1 県産農林水産物を活かした新商品の開発	開発数： 個 (新商品①：) (新商品②：)
2 消費者の商品開発過程への参加	消費者参加人数： 人 内容：
3 新商品のテスト販売	テスト販売回数： 回 売上（延べ）： 円
4 消費者との交流	参加人数（うち消費者）： 人（人） 交流内容： 交流回数： 回
5 その他本事業に必要な取組 ()	※該当する取組がある場合に記載

(個別計画書 (実績書))

No.

事業区分									
活動名									
期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()								
活動内容	<p><目的></p> <p><具体的な内容 (スケジュールを含む) ></p>								
活動費	<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>金額</th><th>内訳</th></tr></thead><tbody><tr><td>〇〇費</td><td>円</td><td></td></tr></tbody></table>			項目	金額	内訳	〇〇費	円	
	項目	金額	内訳						
	〇〇費	円							
合計 円									
(助成金 円、自己負担額 円)									

※活動名ごとに本様式を記載すること。

第6 添付資料

(1) 実施計画

No.	項目	セルフ チェック欄 (○を記入)
①	応募団体の概要が分かる資料（定款、規約、役員名簿等）	
②	本事業で開発する商品に係る製造許可等の写し	
③	過去2期分の決算収支予算書、決算書【各団体分】 (当該資料がない場合には、チェック欄に「×」を記載してください。)	
④	過去2期分の事業報告書【各団体分】 (事業内容が分かるもの。)	
⑤	暴力団排除に関する誓約書（別記様式3）	
⑥	事業費の積算内訳の分かる見積書等の資料 (申請時から十分な有効期間を有するもの。なお、見積書が発行できない場合には、センターへ御相談ください。)	
⑦	その他センター長が必要と認める書類（策定された事業計画書など）	

(2) 実績報告

No.	項目	セルフ チェック欄 (○を記入)
①	本事業の成果が分かる書類 (試作品やパッケージデザイン等のゲラや写真、会議や交流イベントの開催記録など)	
②	入札又は見積合わせに係る書類 (助成金交付決定後に行われたもの)	
③	本事業に係る支払いを証する書類（領収書、明細書等）の写し	
④	納品書及び請求書の写し	
⑤	その他センター長が必要と認める書類	

※ (1)の実施計画添付資料のうち、事業実施後から変更があったものについても添付すること。

暴力団排除に関する誓約書

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長 様

私は、次の①の各号のいずれかに該当し、もしくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、貴センターとの助成金の交付が拒絶されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

①貴センターとの取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします（1～5にあつては、暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者）。

1. 暴力団 2. 暴力団員 3. 暴力団準構成員 4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
6. 次のいずれかに該当する関係にある者

- イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
- ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
- ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
- ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ホ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

②自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為 2. 法的な責任を超えた不当な要求
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴センターの信用を毀損し、または貴センターの業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

③上記②1～5の行為があつた場合は法的処置（民事、刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（または所在地）

団体名及び代表者職氏名

令和 年 月 日

ふくしま地域産業6次化サポートセンター長 様

住 所
申請者 商号・名称
代表者名

連携型高付加価値商品開発推進事業成果報告書

令和 年 月 日付で交付決定のあった連携型高付加価値商品開発推進事業に関する成果について、連携型高付加価値商品開発推進事業実施要領第 12 の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

連携型高付加価値商品開発推進事業

2 事業の着手及び完了年月日

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 事業成果

別表（連携型高付加価値商品開発推進事業成果表）のとおり

4 本件責任者及び担当者

(1) 責任者 職： 氏名：

(2) 担当者 職： 氏名：

① 電話番号

② メールアドレス

別記様式4 別表

連携型高付加価値商品開発推進事業成果表

事業実施主体名

令和 年度の事業成果（事業期間 令和 年 月期 ～ 令和 年 月期 ）

本助成事業で開発・生産した 新商品等の名称	希望小売価格 (税抜)	売上量 (千円未満は 切捨てて記載)	販売開始 時期
	円	円	令和 年 月
	合計	円	

使用している県産農林水産物	主な仕入先	原材料の使用量
		k g

新商品開発と消費者との関わり

新商品等の主な販路